

沖縄県資源管理方針の改正（案）への意見と沖縄県の考え方

意見公募の期間 令和7年1月17日から2月17日

意見数：4件（3団体）

No.	本編該当箇所	意見等の内容	県の考え方
1	6 頁	知事管理区分に「太平洋沿岸」を新設することは賛成ですが、10 トンの上限ですと、漁船が競い合うと漁場によっては1日で簡単に超過してしまう数量です。枠を増やすか、別の方法で規制を加えないと、管理不可能かと存じます。 「太平洋沿岸」は資源回復が著しく、ぜひ挑戦したい漁場ですが、少ない枠に激しい競争が見込まれると、操業による収益予想計画を立てづらいです。	太平洋沿岸の漁獲可能量（漁獲枠）を増加した場合、本県周辺海域での漁獲枠が減少することから、太平洋広域漁業調整委員会への新規承認申請を見送り、現在、同委員会から操業承認を受けている1隻のみを申請することとし、当該漁船の過去の漁獲実績等を勘案し、太平洋沿岸区分の漁獲枠を10 トンに設定しております。 太平洋広域漁業調整委員会への新規承認申請等は、本県に割り当てられた漁獲枠に余剰が見込まれる状況になってから検討していく必要があると考えております。 引き続き、関係者の皆様と意見交換を重ね、検討していく所存ですのでよろしくお願いいたします。
2	6 頁	沖縄県太平洋沿岸くろまぐろ（大型魚）漁業の漁獲可能量を50 トン以上に設定してほしい。理由として。これから先いつどこでクロマグロが漁獲されるかわからない（例えば、大東島の東でクロマグロが回遊する可能性もある）。2つ目に太平洋広域漁業調整委員会の承認を受ける漁船が増えた場合、10 トンの枠はあまりにも少なすぎる。	No.1 と同様の回答となります。

No.	本編該当箇所	意見等の内容	県の考え方
3	6 頁	太平洋沿岸の漁獲可能量として 10.0 トンを設定しておりますが、太平洋沿岸を別枠で設定した場合には、消化しない年度が生じた場合に県内漁獲で使用する事ができず、枠の未消化が考えられる。 先の「沿岸くろまぐろ漁業の新規承認」の際にも提案しておりますが、県外での水揚量の限度（全体の 30% 程度）設定と、個人の県外水揚限度（県外限度の 10% 程度）を設定することで、本県近海で操業する漁業者の操業機会及び漁獲量が著しく減少することと、採捕停止命令の発令時期が早まることはないと思われます。このような設定ができないかの検討をしてもらいたい。	本県に割り当てられた漁獲枠を太平洋広域漁業調整委員会の承認漁業も含めたプールで管理すると、太平洋沿岸での漁獲に歯止めが効かず、採捕停止命令の早期発令につながる事が予想されることから、現状では控えざるを得ないものと考えております。 なお、漁獲可能量の未消化があった場合においても、他都道府県への融通や、翌管理年度への繰越等の措置により、翌管理年度の漁獲可能量として有効活用できることから、本県の漁獲可能量に不利益が生じる可能性は低いと考えております。 また、県外海域で漁獲した魚を沖縄で水揚げすること（逆に沖縄周辺で漁獲した魚を県外漁港で水揚げすること）を法的に制限することは困難であり、水揚量の限度を方針に盛り込んでも、採捕停止命令の早期発令の可能性は払拭できません。
4	6 頁	太平洋沿岸の漁獲可能量設定のみの場合には、「日本海・九州西広域海域」の県外での漁獲を希望する船が出た場合には、県内操業水揚船の漁獲枠が減少することが懸念されます。	現時点において、太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けた漁船を除き、県外海域でくろまぐろ漁業を行った本県漁船は確認されておりません。しかしながら県外海域で漁獲する漁船の出現により、本県周辺海域での漁獲が影響を受ける懸念はあるものと認識しております。今後、県内漁業関係者の意見を聴いて対応を協議していく所存です。